

社団法人 神奈川県バス協会定款

(設立認可 昭和30年12月26日)

(最終変更認可 平成10年7月28日)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、社団法人神奈川県バス協会という。

(事 務 所)

第2条 この会は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目 的)

第3条 この会は、旅客自動車運送事業の公益性にかんがみ、健全な発展と民主的運営及び経営の合理化に寄与し、且つ、業界の親睦と福祉の増進に努めることを目的とする。

(業 務)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

1. 旅客自動車運送事業の調査研究・統計及び知識の普及並びに業務の指導
2. この会としての意見の公表又は国会及び行政庁に対する申出
3. 輸送の安全及び業務の改善を図るための運動
4. 業務に必要な共同施設及び協同設備の設置
5. 資金の融通のあっ旋
6. 法規により会員が提出する報告等の取りまとめ
7. 前号に掲げるものの他、行政庁がこの会の会員に対して発する通知の伝達、その他行政庁の行う法規の施行のためにする措置に対する協力
8. その他この会の目的を達成するために必要な業務

第4条の2 この会は、前条に掲げる事業のほか、地方公共団体からの交付金を運用して、次に掲げる事業を行なうことができる。

1. バス利用者の利便の増進をはかるための事業
2. バス施設等の整備に対する助成
3. バス事業のためにする基金の造成
4. バス事業の経営基盤の安定を確保するため、社団法人日本バス協会の行なう事業への出損
5. その他運輸事業振興助成交付金の対象事業として適切なもの

第2章 会 員

(会員となることができる者)

第5条 この会の会員は、一般乗合、一般貸切旅客自動車運送事業を営む者にして神奈川県内に路線又は営業所を有する者とする。

(入 会)

第6条 この会に加入しようとする者は、書面でその旨を申し込み役員会の承認を得なければならない。

(脱 退)

第7条 この会を脱退しようとする者は、書面でその旨を通知しなければならない。

(除 名)

第7条の2 会員が次の一に該当するときは、総会の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき
2. 本協会の定款又は規則に違反する行為があったとき
3. 本協会の総会の議決を無視する行為があったとき

(権利の喪失)

第7条の3 脱退した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

(登 録)

第8条 この会は、第6条の承認をしたとき及び第7条の通知を受けた時はそれぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿からまっ消し、且つ、その旨を当該者に通知しなければならない。

(資 格)

第9条 会員の資格は、会員名簿に登録され又は会員名簿からまっ消されたときに生じ又は失う。

(会 費)

第10条 会員は、会費を納付しなければならない。

2 会費の額及び徴収の方法は、総会で定める。但し、業務を行うため臨時に必要なときは、役員会の議決により会員の全部又は一部に対し特別の会費を徴収することができる。

第11条 この会は、会員が1年以上にわたって会費を納付しないときは役員会の議決を経てその会員が脱退したものとみなして処理することができる。

第3章 役員・顧問及び職員

(役 員)

第12条 この会に次の役員を置く。

会 長 1人

副会長 2人以内

理事長、専務理事及び常務理事 2人以内

理 事 16人以内 (会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む)

監 事 2人以内

(役員を選任及び任期)

第 13 条 役員は、総会において会員又は会員である法人の業務を執行する役員並びに自動車運送事業に関し、学識経験ある者の内からこれを選任する。

2 役員任期は 2 年とする。但し、選任の翌年から起算して 2 年目に開催される定時総会の日をもって任期満了の日とする。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員のうち欠員が生じたときは、特に補欠選挙の必要がある場合の外、次の改選期日まで欠員とする。

5 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第 14 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐して、この会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。

4 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して、この会の会務を掌理し、会長、副会長及び理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、この会の会務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

6 理事は、会長を補佐してこの会の重要事項を審議する。

7 監事は、この会の財産の状況を監査する。

第 15 条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、業界に功績のあった者又は学識経験者のうちから、会長が役員会の議決を経て委嘱するものとする。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(名誉職)

第 16 条 会長、副会長、理事（常勤理事を除く）、監事及び顧問は名誉職とする。

但し、総会の議決を経たときは、この限りでない。

(職員)

第 17 条 この会の業務を処理するため職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員についての規定は別に会長が定める。

第 4 章 会 議

(種類)

第 18 条 会議は、総会及び役員会とする。

第 19 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(招集及び議長)

第 20 条 総会及び役員会は、会長が招集して、その議長となる。

(総会の開催)

第 21 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の 3 分の 1 以上の請求があったときに開催する。

(書面による総会)

第 22 条 緊急を要する事項については、書面によって会員の意見を徴して、総会の開催を省略することができる。

(総会の招集通知)

第 23 条 会長は、総会を招集するときは、1 週間前に会議の目的、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の成立及び議決)

第 24 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。

第 25 条 会議の議決は、出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(総会における表決)

第 26 条 総会における会員の議決権は、各々 1 個とする。

(総会における書面表決及び委任)

第 27 条 総会に出席しない会員は、書面をもって表決をし、又は下記の各号の 1 に該当する者に議決権の行使を委任することができる。後段の場合において、委任を受けた者は、委任状を提出しなければならない。

1. この会の会員
2. この会の会員たる法人の役員又は職員
3. 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。

(総会の付議事項)

第 28 条 総会は次の事項を議決する。

1. 定款の変更
2. 解散及び残余財産の処分
3. 役員を選任
4. 収支の予算及び決算
5. 会費の額及び徴収方法
6. 当該年度における資金の借入限度
7. 名誉職たる役員及び顧問に対する報酬又は手当
8. 会員の除名に関する事
9. 役員会で総会の議決を必要と認めた事項
10. 前各号の外総会で必要と認めた事項

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録には、次の事項を記載して、議長及び出席した役員の名が署名しなければならない。

1. 総会の日時及び場所
2. 会員数及び出席会員数
3. 議事の要領
4. 議決した事項
5. 前条第 1 号及び第 2 号の事項については賛否の数

(役員会)

第 30 条 役員会は、役員で組織し、定例に、又は会長が必要と認めるときに開催する。

(役員会の付議事項)

第 31 条 役員会は、総会に付議すべき事項及びその他重要事項を審議する。

(部 会)

第 32 条 この会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の諮問に応じ、会長に建策し及び役員会から付託された事項につき、その実現に努力するものとする。
- 3 部会の種別、構成については、別に定める。

第 5 章 会 計

(事業年度)

第 33 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 費)

第 34 条 この会の経費は会費及びその他の収入を持って充てる。

(基 金)

第 34 条の 2 第 4 条の 2 第 3 号に規定する基金には、交付金の一部のほか役員会において、基金に繰り入れることを議決した財産を加えて構成することができる。

- 2 基金は、次のいずれかの方法により管理されるものとする。
 1. 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
 2. 信託業務を行なう銀行への金銭信託又は金融機関への預託
 3. 基金の処分は、この会の目的遂行上やむをえない理由がある場合に限り、総会の議決を経た後関東運輸局長の承認を受けて行なうものとする。

(区分経理)

第 34 条の 3 第 4 条の 2 に規定する交付金及び基金に係る会計については、経理を区分して整理するものとする。

- 2 前項の区分経理に係る収支予算、事業計画及び資金計画は、関東運輸局長の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(会計諸表)

第 35 条 この会は、毎事業年度の終りに次に掲げる書類を作成し、少なくとも定時総会の日から 1 週間前に監事に提出し、これを事務所に備え付けなければならない。

1. 財産目録
2. 貸借対照表
3. 収支決算書
4. 事業報告書

(監 査)

第 36 条 監事は、前条に掲げる書類を受領したときは遅滞なく監査し、意見を付けて会長に送付しなければならない。

- 2 会長は、前条に掲げる書類及び監事の意見書を役員会に付議した後定時総会に提出しなければならない。

(帳簿等の閲覧)

第 37 条 この会の帳簿及び記録の全部は、会員及び主務官庁の求めに応じて、その閲覧に供するものとする。

第 6 章 解散及び定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、総会の議決を経て関東運輸局長の認可を受けなければならない。

(解 散)

第 39 条 この会を解散しようとするときは、総会の議決を経て関東運輸局長の認可を受けなければならない。

(清算人)

第 40 条 この会の解散の場合における清算人は、専務理事及び監事 1 人をもって充てる。

(残余財産の処分)

第 41 条 解散のときの残余財産の処分は、総会の議決を経て関東運輸局長の許可を受けなければならない。

(付 則)

1. この定款は、運輸大臣の認可を得た日から施行する。
2. この会の設立によって、神奈川県乗合自動車協会の会員は、この会の会員とし、神奈川県乗合自動車協会に属する一切の債権債務を承継する。
3. この会の設立後の最初の通常総会は、設立総会を持ってこれに代わる。
4. この会の設立当初の役員任期は、昭和 31 年 5 月に開催の通常総会までとする。
5. この会の設立当初の会計年度は設立の日から始まる。